

定額減税補足給付金（不足額給付）についてお知らせ

1) 定額減税補足給付金（不足額給付）とは

町では令和6年度に実施した定額減税（一人につき4万円）及び定額減税補足給付金（調整給付）において、支給額に不足が生じた方等に対し、給付金を追加給付いたします。

また、本人および扶養親族などとして定額減税対象外であり、かつ、低所得世帯向け給付金（令和5年度及び令和6年度に実施した住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金）の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった人についても給付対象となり、給付金が支給されます。

なお、支給される当該給付金は、差押え禁止及び非課税となります。

2) 給付金対象者

令和7年1月1日時点において厚沢部町にお住まいの人で、次の不足額給付1または不足額給付2の要件に該当する人

●不足額給付1の場合

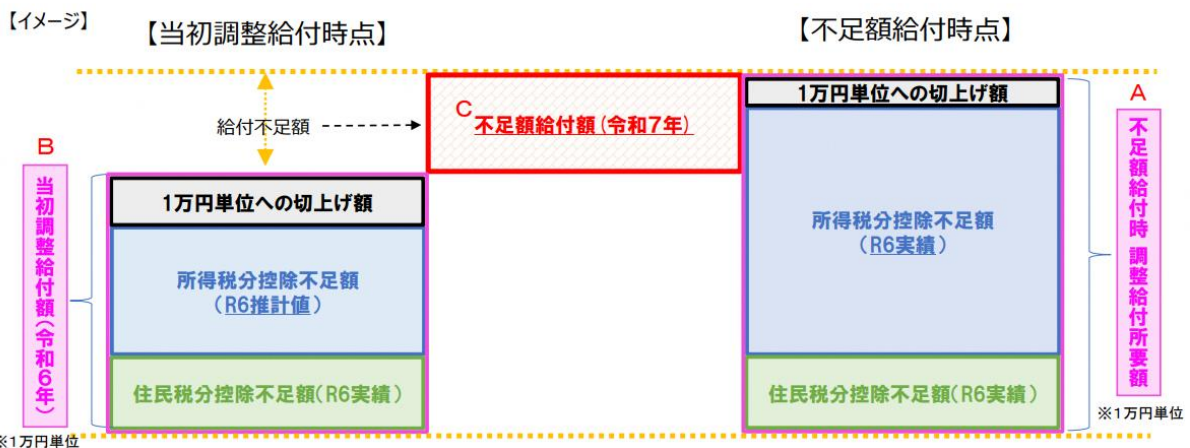
当初調整給付の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税額および定額減税の実績額が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人

<給付対象となりうる人の例>

- ・令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった人
- ・子どもの出生など、扶養親族が令和6年中に増加したことにより「所得税分定額減税可能額（当初調整給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった人

<「当初調整給付」と「不足額給付」のイメージ>

令和7年の『不足額給付』算出時点の調整給付所要額（下図A）が、令和6年に給付した『当初調整給付額（令和6年）』（下図B）を上回る人に対して、当該上回る額を『不足額給付額（令和7年）』（下図C）として支給します。



●不足額給付2の場合

以下の要件を全て満たす人であって、別に通知する「申請書」等を町へ期限までに提出した人

1. 令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税
(定額減税前税額が0円)
2. 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう人
(扶養親族などとしても定額減税の対象外の場合や青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の人)
3. 低所得世帯向け給付金(令和5年度及び令和6年度に実施した住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人

※「不足額給付2の場合」の対象者については、町から申請にかかるお知らせを11月末以降に対象者へ送付しますので、確認願います。

3) 給付の手続・案内

町から「不足額給付1の場合」で給付対象となる方へ、令和7年10月30日付にて、下記のお知らせを送付しています。

<①「調整給付金(不足額給付分)支給のお知らせ」が送付された人>

お知らせに記載された内容で「振込先口座」に変更がない場合は、連絡いただく必要ありません。記載された口座へ11月28日(予定)にて振込いたします。

なお、振込先口座の変更や給付を希望されない場合は、早急に問い合わせ先へ連絡してください。

<②「調整給付金(不足額給付分)支給確認書」が送付された人>

通知された記載内容を確認の上給付を希望される場合は、保健福祉課福祉係へ必ず提出してください。

なお、提出がない場合は、定額減税不足給付金は給付とはなりませんので、ご注意願います。

給付金にかかる対象者の確認や不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ先へ連絡してください。

<問い合わせ先>

厚沢部町保健福祉センター内 保健福祉課福祉係
電話：0139-64-3319 (課直通)